二　被保険者の生年月日
三　被保険者の種別（健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者にあっては、被保険者の性別）
四　被保険者資格の取得区分
五　被保険者の個人番号（協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、個人番号又は基礎年金番号。第五項において同じ。）
六　資格取得年月日
七　被扶養者の有無
八　被保険者の報酬月額
九　被保険者の住所（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であって、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるとき又は当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であって、当該健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときを除く。）
十　事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称
十一　その他保険者等が必要と認める情報

2～4　（略）

5　事業主は、第一項の届出に関し、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は同項各号に係る事実を確認することができる。

（保険者による被保険者情報の登録）

第二十四条の四　保険者は、法第二百五条の四第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、機構若しくは健康保険組合が第二十四条第一項の規定による届出を受け、又は当該保険者が第四十二条の規定による申出を受けた日から五日以内に、当該届出又は申出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に提供するものとする。

（報酬月額の届出）

第二十五条　（略）

2　第二十四条第四項の規定は、前項の届出について準用する。

3・4　（略）

（報酬月額の変更の届出）

第二十六条　（略）

2　第二十四条第四項の規定は、前項の届出について準用する。

3・4　（略）

（被保険者の個人番号変更の届出）

第二十七条の二　事業主は、第三十五条の二の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。

一・二　（略）

（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）

2～4　（略）

5　前項の規定により光ディスクによって届出を行う場合における第一項の規定の適用については、同項中「付記し」とあるのは、「記録し」とする。

（新設）

（報酬月額の届出）

第二十五条　（略）

2　第二十四条第四項及び第五項の規定は、前項の届出について準用する。

3・4　（略）

（報酬月額の変更の届出）

第二十六条　（略）

2　第二十四条第四項及び第五項の規定は、前項の届出について準用する。

3・4　（略）

（被保険者の個人番号変更の届出）

第二十七条の二　事業主は、第三十五条の二の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。

一・二　（略）